

いちばけんぽ



東京中央卸売市場健康保険組合

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-6-1 管理施設棟2階
TEL 03-6633-0711 FAX 03-6636-6100

2025年
春号

健保組合のHPをご覧ください

いちばけんぽ

検索

令和7年度 予算と事業計画

健康保険勘定の予算 (保険料率9.90%)

収入の部	7年度予算 (千円)	割合	支出の部	7年度予算 (千円)	割合
保険料収入	9,420,161	94.85%	保険給付費	5,517,945	58.22%
繰入金収入	400,002	4.03%	納付金	3,331,490	35.15%
その他の収入	110,862	1.12%	保健事業費	277,289	2.93%
			その他の支出	350,864	3.70%
収入総額	9,931,025	100.00%	支出総額	9,477,588	100.00%

介護保険勘定の予算 (保険料率1.70%)

収入の部	7年度予算 (千円)	支出の部	7年度予算 (千円)
保険料収入	1,062,264	介護納付金	1,043,663
繰入金	30,000	還付金	300
その他の収入	2		
収入総額	1,092,266	支出総額	1,043,963



新型コロナウイルス感染症が5類感染症の取扱いとなり、日常生活はコロナ禍以前の状態に戻りつつあります。それに伴い、標準報酬月額や賞与額の上昇により収入は増加したものの、支出の大部分を占める医療費と高齢者納付金は高い水準で推移しているため、支出超過の傾向は今後も続くものと思われま

す。当健康保険組合の令和7年度の収支見込は、収入の面では収入の9割以上を占める保険料収入が標準報酬月額や賞与額の上昇とともに増加するものと予測しました。

一方、支出面では、医療費がコロナ禍の受診控えやその反動のため、対前年度比で激しく上下を繰り返していましたが、今後数年は1%~3%の伸びで推移するものと思われま

す。高齢者納付金は、令和5年度は対前年度比約3億円、令和6年度についても約1億2000万円と大幅に増加しましたが、令和7年度は2年前の減額精算もあり、約9000万円の減少となりました。

このように、令和7年度予算については、高齢者納付金は減少しますが支出合計は増加するため、令和6年度の繰越金より3億円を繰入れ、別途積立金より1億円繰入することで、保険料率の引き上げを行わずに予算編成を行うこととしました。

介護保険も同様に、介護準備金のうち3000万円を繰入金として計上し、保険料率の変更は行わずに予算編成を行うこととしました。

保険料率は前年と同率である健康保険勘定で9.9%、介護保険勘定で1.7%とします。

三

令和7年度事業計画

三

1. 組合会、理事会等の円滑な運営

健康保険組合の最高議決機関である組合会、及び執行機関である理事会はその機能が十分発揮できるよう円滑な運営に努める。

2. 適正な業務の遂行

- 被保険者の資格、標準報酬月額・賞与額の適正な調査決定に努める。
- 被扶養者の資格確認調査を行う。(2年に1度:6月実施予定)
- 被保険者及び被扶養者の資格取得時に住民票上の住所及びマイナンバーの収集、登録を確実にを行う。
- 電子申請の義務化に伴い、システム環境の整備等を行う。
- 健康保険及び介護保険料債権の管理及び確実な収納に努める。
- 診療報酬明細書(レセプト)点検の強化、医療費の分析、ジェネリック医薬品の使用促進等により医療費の適正化に努める。
- 医療費通知(Web(毎月更新)及び紙(年1回))を実施する。
- ジェネリック通知を医療費通知(紙)と併せて実施する。
- 特定健診の受診促進、特定保健指導の実施、その他健康相談等生活習慣病予防に重点を置いた各種保健事業を実施する。
- 機関紙・ホームページにより業務、医療、健康等の情報を適切に提供する。

3. 保健事業計画

(1)健康診査(特定健康診査)の実施

ア)直接契約

()内は実費(平均)

健診種目	年齢制限等	受診者負担額(円)
①一日人間ドック	40歳以上	16,000(47,500)
②生活習慣病ドック 胃がんリスク層別化検査	制限なし	8,000(25,000)
③生活習慣病ドック 上部消化管検査(X線・内視鏡)	40歳以上	10,000(32,000)

イ)全国一括契約

①人間ドック	40歳以上	16,000(38,830)
②生活習慣病予防健診	制限なし	6,500(19,976)
③女性生活習慣病予防健診	女性	3,000(23,859)
④巡回レディース健康診断(被扶養者限定)	女性	5,000(39,710)

ウ)職場健診

①職場健診	A2コース	2,000(8,250)
②職場健診	A1コース	2,000(6,600)

エ)その他の健診

①特定健康診査(被扶養者限定)	40歳以上	無料(5,632)
-----------------	-------	-----------

※契約機関以外で受診した場合の補助金制度あり。

オ)メンタルヘルス

メンタルヘルスの相談窓口を東京都総合組合保健施設振興協会(以下、「東振協」という。)と契約

カ)二次検査

二次検査等の該当者、要医療受診者への受診勧奨

(2)特定保健指導の実施について

健診結果に基づき、健康管理が必要な方へ対し、特定保健指導を行う。

(3)インフルエンザ予防接種費用一部補助について

ア)補助金対象者:被保険者、被扶養者を対象に実施する。ただし、被扶養者の実施方法については下段エ)①東振協利用に限る。

イ)補助金額:年1回1,000円を限度とし実施する。

ウ)対象接種期間:令和7年10月1日~令和8年2月末日まで

エ)予防接種の実施方法

①東振協を利用する場合

・あらかじめ補助金額を差引いた額で接種できる。

②東振協以外の医療機関を利用する場合

・接種後、「申請書」に「領収書」を添えて提出する。

(4)脳検査委託事業の実施について

●東振協と委託契約をし、全国、約280か所の医療機関が利用可能。検査費用は、1人1回につき30,800円(税込)以下の契約で、全額利用者負担となる。

●【新規】スマート脳ドックと委託契約をし、全国、約230か所の医療機関が利用可能。検査費用は、1人1回につき23,650円(税込)の割引契約で、全額利用者負担となる。

●対象者は、被保険者、被扶養者とし、年齢制限はなし。

(5)脳ドックについて

●脳ドック66,000円(税込)は、全額利用者負担で割引契約を継続する。

(6)保健指導宣伝事業について

●機関紙「いちばけんぽ」を原則、年4回(3月(春号)、6月(夏号)、9月(秋号)、12月(年末号))発行する。

●健診・レセプトデータの経年解析を行い、組合全体又は事業所単位の健康増進に関わる課題を整理するため委託業者と契約。

【新規】健康管理アプリ(Pep Up)の導入【株式会社JMDC】

●国(健康保険組合連合会)が行う「組合運営サポート事業」として

①健康管理アプリ(スマートフォン用)【株式会社グッピーズ】

②アプリによる禁煙サポートプログラム【株式会社CureApp】

●加入者に向けた健康教室の実施。(健康づくりの働きかけ)

(7)体育奨励事業について

●東振協主催の「ミニマラソン大会」への参加の補助を行う。

●スポーツ施設「ルネサンス」「メガロス」との団体契約

(8)契約保養所利用料一部補助について

補助金は、一人一泊2,000円で年度内3泊(6,000円)を限度とする。

●旅行会社と利用契約 = Knt(近畿日本ツーリスト)、JTB等

●公共施設と利用契約 = 休暇村協会

●施設と直接利用契約 = 共立リゾート(ラピスタ東京ベイ)他、グリーンピア津南、プリンスホテル等

※裏面も大切なお知らせがありますのでご覧ください。

4月は就職シーズン こんな時は、届出を!

従業員を新たに雇用した場合、 お早めに「資格取得届」の提出をお願いします

新たに従業員を雇用される場合には、「資格取得届」のご提出をいただいております。届出にあたりまして、マイナ保険証本格導入に伴い変わったことも含め、あらためて以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

お早めに!

資格取得届は、事実発生から5日以内に届けるよう定められています。手続きが遅くなると、資格の登録も遅くなってしまい、従業員の方が受診する場合に妨げとなってしまいます。当組合では、事実発生の数日前からの受付も可能ですので、お早めのお届けをお願いいたします。

マイナンバーの記入を忘れずに!

現在、医療機関ではオンライン資格確認システムにより健康保険の資格をチェックしています。ただし、このシステムに従業員の方の情報を登録するためには、マイナンバーが必要となります。資格取得届には必ずマイナンバーの記入をお願いいたします。

マイナ保険証の登録をしているかどうか確認!

昨年の12月よりカード型保険証の発行が廃止となり、マイナ保険証を中心とした仕組みがスタートしています。そのため、新たに雇用された従業員の方には、「マイナ保険証の登録（マイナンバーカードに保険証の機能を付加する登録）をしているか」を確認してください。

そのうえで、「登録をしていない」という方については、資格取得届の「資格確認書発行要否」欄にチェックを入れて届け出てください。チェックがされている場合には、これまでのカード型保険証に代わる「資格確認書」を発行します。

就職、結婚などでご家族に異動があったら、 「異動届」の提出をお願いします。

下記のような場合には「異動届」の提出をお願いします

【就職などにより他の健保組合に加入】

- ◆被扶養者が就職し、健康保険の被保険者になった。
- ◆被扶養者がパート先で被保険者になった。
- ◆被扶養者が他の者の健康保険の被扶養者になった。(結婚など)

【収入増】

- ◆被扶養者の年間収入が130万円(60歳以上または障害がある場合は180万円)以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった。

【失業給付金を受給】

- ◆被扶養者が基本手当日額3,612円(60歳以上は5,000円)以上の雇用保険の失業給付金を受給するようになった。

【75歳になった】

- ◆被扶養者が75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。
※65~74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様。

【国内居住要件を満たさなくなった。】

- ◆被扶養者が日本国内に住所を有さなくなった。
ただし、次のような場合は、被扶養者として認められます。

- ①留学する学生
- ②海外赴任に同行する家族
- ③観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に海外に渡航している場合
- ④海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる場合

お問い合わせ先 適用係



マイナンバーカードの期限切れにご注意ください!

令和6年12月2日よりマイナ保険証に本格移行となりましたが、マイナ保険証の登録を済ませた方でも病院で受付できない場合があるかもしれません。原因はマイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れなどが考えられます。マイナンバーカードを保険証として利用するには、マイナンバーカードに電子証明書を付与する必要があります。

マイナンバーカード・電子証明書の有効期限

■マイナンバーカードの有効期限

- 18歳以上の場合は、発行から10回目の誕生日まで
 - 18歳未満の場合は、発行から5回目の誕生日まで
- ※マイナンバーカードの有効期限は、カードの表面に印字されます。
※令和4年3月31日までに交付申請された20歳未満の方のマイナンバーカードの有効期限は、発行から5回目の誕生日までです。

■電子証明書の有効期限

- 年齢にかかわらず、発行から5回目の誕生日まで
- ※マイナンバーカード表面の電子証明書の有効期限欄には印字されておりません。
市区町村窓口で記入してもらうか、有効期限を確認のうえ、ご自身で記入する必要があります。

更新手続きについて

有効期限を迎える方に対しては、有効期限の2~3か月前をめどに「有効期限通知書」が市区町村から送付されます。通知書に同封のご案内に沿って、更新手続きを行ってください。更新手続きは無料です。詳細は、お住まいの市区町村窓口にご確認ください。

柔道整復療養費の支給方法における償還払い導入のお知らせ

柔道整復療養費については、受領委任協定・契約により「受領委任払い^(※1)」が認められております。

令和4年6月から、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認められる場合は、その患者に対する施術について、「受領委任払い」の取扱いを中止し、「償還払い^(※2)」へと変更できることとなりました。

当組合におきましても、令和7年5月1日から下記の【償還払い対象となる患者】のうち、【認定基準】に該当した患者に対し、「償還払い」への変更を実施することとなりました。

よって、施術内容などの患者照会については、必ずご回答いただきますようお願いいたします。

なお、償還払いへ変更を行った患者について、受療内容や請求状況の確認を行い、改善が見られた場合には、支給要件や受領委任払いについての理解と当組合からの患者照会に対する回答を遅延なく提出すること等について、同意書などを交わしたうえで、受領委任払いを再開することとなります。

※1 受領委任払い：患者は施術所に施術料金の一部(患者負担分2~3割)を支払い、残りの費用については、施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者等に請求(保険者負担分7~8割)する。

※2 償還払い：患者は施術所に施術料金の全額(10割)を支払い、患者が保険者等に療養費を請求する。

【償還払いの対象となる患者】

1. 保険者等が、患者に対する負傷原因等の照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者
2. 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
3. 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者(初検日を含む月以降5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続して受けている患者)

【認定基準】

1. 患者照会未回答者への督促通知(1回目)において回答期限までに回答がなかった場合
 2. 同一患者の施術において2以上の施術所から同部位への施術の療養費申請が行われた場合
 3. 長期・頻回施術に係る通減措置(50/100)の対象となった患者の療養費申請が行われた場合
- 引き続き上記1~3に該当し、改善が見込まれない場合

患者照会の内容について

受療に係る照会は、整骨院・接骨院から保険適用として請求される内容に誤りがないか、負傷内容などが保険対象として適正かどうかを確認するために行っております。なお、抽出条件上、頻回・長期で受療している方には、高頻度で照会が届く場合がありますが、毎回ご回答をお願いいたします。

